別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
（略）		
	（略）	（略）
	令第百十二条第二項の認定に係る評価	二百二十四万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	
	（略）	（略）
（略）		

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（注意）

１．～４．　（略）

５．第四面関係

①～㉓　（略）

㉔　劇場等の客席に車椅子使用者用部分を設ける建築物であるときは、19欄に当該部分の構造が車椅子使用者が舞台等を容易に視認できるものであることの検証の内容並びに当該部分の客席内の分散配置及び同伴者用の座席又はスペースの隣接設置についての検討の内容を記入してください。

㉕　（略）

６．・７．　（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ）	（建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ）
第十二条　指定建築基準適合判定資格者検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であった者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。	**第十二条**　指定建築基準適合判定資格者検定機関（国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であった者）は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　第九条第三項に規定する帳簿を国土交通大臣に引き継ぐこと。	二　建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
三　（略）	三　（略）
（確認検査の業務の引継ぎ）	（確認検査の業務の引継ぎ）
第三十一条　指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定確認検査機関であった者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。	**第三十一条**　指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定確認検査機関であった者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　確認検査の業務を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。	一　確認検査の業務を、所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
（略）		
	（略）	（略）
	令第百十二条第二項の認定に係る評価	百九十四万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	
	（略）	（略）
（略）		

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（注意）

１．～４．　（略）

５．第四面関係

①～㉓　（略）

（新設）

㉔　（略）

６．・７．　（略）